

鳥取大学米子地区放射線施設細則

令和7年●月●日
米子地区放射線施設長裁定

(目的)

第1条 この細則は、鳥取大学米子地区放射線施設放射線障害予防規程（以下「規程」という。）に定める事項の実施について、技術的事項や手続等を定めることを目的とする。

(放射線安全委員会)

第2条 放射線障害の防止に必要な事項は鳥取大学放射線安全委員会規則（平成元年鳥取大学規則第7号）第1条に定める鳥取大学放射線安全委員会において審議する。

(放射性有機廃液焼却炉の運転及び管理)

第3条 放射性有機廃液焼却炉（以下、「焼却炉」という）の運転及び管理については規程に定めるもののほか、次の各項目に従って行わなければならない。

2 焼却炉の管理体制は、次のとおりとする。

- (1) 焼却炉管理運転の責任者は、施設長とする。
- (2) 焼却処理は、鳥取大学研究基盤センターアイソトープ管理部門が行う。
- (3) 焼却処理は、原則として単独では行わない。
- (4) 焼却中は焼却状況を常時監視し、安全を確認する。

3 廃棄作業に従事する者（以下「廃棄従事者」という。）は、主任者の承認を得た上で安全管理担当者の監督下で焼却作業を行うこと。

4 焼却対象物は、 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{35}S 及び ^{45}Ca を含む液体シンチレーター廃液並びにモニタリングの際に生じる液体シンチレーター廃液で、十分な可燃性があり、かつ、流動性を持つ液体に限る。

5 排気口における排気中の RI 濃度及び排水口における排水中の RI 濃度が法定の許容濃度以下となる濃度にするため、焼却する有機廃液中の RI 濃度の上限濃度を次の値とする。ただし、上限濃度を超える有機廃液については、希釈等の適切な処理を行い、許容濃度以下とした後焼却すること。なお、複数の核種が存在する場合は、それぞれの濃度の目標値に対する割合の和が1を超えないものとする。

- (1) ^3H 、 ^{14}C 、 ^{35}S : 37 ベクレル/立法センチメートル
- (2) ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{45}Ca : 3.7 ベクレル/立法センチメートル
- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法律」という。）その他関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液に含まれるその他の核種 : 3.7 ベクレル/立法センチメートル

6 焼却炉において焼却を行うものは、次の各号掲げる焼却処理基準に適合するものでなければならない。

- (1) 沈殿物及び固形懸濁物質を含まない液体であること。
- (2) 難燃性化合物、爆発性化合物を混入していないこと。
- (3) 過塩素酸、三塩化酢酸、塩酸等の酸性物質を混入していないこと。
- (4) 著しい悪臭を発散しないこと。
- (5) その他焼却処理に支障を来す物質及び環境を汚染するおそれのある物質を混入していないこと。

7 焼却炉の取扱いに関し、次の注意事項を厳守すること。

- (1) 点火及び焼却終了時には、必ずエアパージを行うこと。
 - (2) 焼却炉の運転中は、炉内温度、炉力圧力、煙漏れ、水漏れ及びその他の異常の有無について十分な監視を行うこと。
 - (3) 6 ヶ月を超えない期間ごとに燃焼室、燃焼機器、地震感知消炎装置、電気系統及びポンプ系統の作動状況について点検を行うこと。また、同時に火災検知装置、監視窓及びタンク配管系統の清掃並びに燃焼室補集装置内における残渣洗浄又は除去を行うこと。なお、この作業は廃棄作業室内で行い、汚染の広がらないように注意して行うこと。
- 8 焼却中は、焼却炉の安全確認を計るため連続監視を原則とする。
 - 9 焼却中に焼却炉の異常を発見した場合は、直ちに運転を停止し、主任者に連絡すること。主任者は、異常の原因を究明し、施設長にその旨を連絡すること。また、異常の原因が明らかでない場合は、運転を再開してはならない。
 - 10 焼却後の固形物等の残渣は保管廃棄すること。また、補集装置の洗浄水又は補集水を排水する場合は、排水設備にて排水すること。
 - 11 焼却後は、焼却廃棄簿に必要な事項を記録すること。

(自主検査)

第 4 条 放射性同位元素等の取扱いに関する安全確保のため、規程第 19 条に定める自主点検の他に、鳥取大学大学放射線安全委員会が実施する自主検査を受けなければならない。

(放射線測定器の点検及び校正)

第 5 条 規程第 31 条第 2 項の放射線測定機器の点検及び校正は、次の頻度で行う。

- (1) 点検：1 回／年 以上
 - (2) 校正：1 回／5 年 以上
- 2 点検は測定器の取扱説明書を参考に実施する。
 - 3 校正は次のうちいずれかの方法で行う。
 - (1) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく指定校正機関？で実施
 - (2) 前号で校正された放射線測定器を標準測定器として用いる比較校正
 - (3) 以前に実施した校正が現在も有効であることを確認する確認校正（機能確認）
 - (4) その他、測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるもの

(測定の信頼性を確保するための措置)

第 6 条 規程第 33 条第 1 項第 1 号の「測定の信頼性を確保するための措置」とは、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による ISO17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した者若しくは外部の機関により測定を行うこと又はこれと同等の品質を確保して測定を行うとする。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。